

吹田市手話言語等促進条例施策推進方針(案)の概要

資料3

第1 目標

- 1 手話への理解の促進と普及
- 2 障がい者の情報の取得及びコミュニケーションの円滑化の推進

第2 現状と課題

【アンケート結果(コミュニケーションを取るときに必要な支援について)】

- ・視覚障がい者は「わかりやすい言葉で話す」が、聴覚障がい者は「大きな声でゆっくり話す」が最も多い
- ・聴覚障がい者のうち「手話」は29.6%、「文字」は42.3%、視覚障がい者のうち「点字」は14.3%

【主な課題】

- ・手話への普及・啓発の取組が限定的で、幅広く周知できていない面がある
- ・市職員への手話研修を実施しているが、窓口対応で活用する機会が限られている
- ・市から手話通訳者の派遣を行っているが、配置人員の関係上、急な対応ができないことがある
- ・市民向けの手話講習会などを実施しているが、手話の啓発と普及にとどまり、より専門性の高いコミュニケーション支援者へ発展する場や技術を活用する場の提供ができていない

第3 推進方針

手話言語等促進条例第8条により、施策推進方針は以下の3点とします。
(方向性・到達点・主な取組は次ページ)

- 1 手話への理解の促進及び普及
- 2 障がい者が情報を取得しやすく、コミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備
- 3 コミュニケーション支援者の育成及び確保

第4 推進体制

- 1 進捗状況の確認
市の取組状況について全室課に年に1回照会を行い、進捗状況を確認していく。
- 2 進捗管理
【庁外】手話言語等促進条例作業部会を年に1回開催するとともに、障がい者施策推進専門分科会にも報告
【庁内】障がい者福祉事業推進本部に報告
- 3 方針の見直し
障がい福祉計画の見直しに合わせ、3年ごとに方針の見直しを行う。

第3 推進方針（方向性・到達点・主な取組）

推進方針1 手話への理解の促進及び普及

【方向性】

手話が言語であることについて理解を広め、多くの人が手話に関心を持ち、気軽に手話を使い、学ぶ機会を提供する。また、意思疎通手段の一つとして安心して手話を使える環境をつくる。

【到達点】

あいさつなどの簡単な手話を身に付けて、誰もがコミュニケーションをとりやすいまちにします。

【主な取組】 ●既に実施中 ▲一部実施 ○今後検討

- 市民向けの手話講座開催
- 動画配信チャンネルで手話の啓発動画を配信
- 市職員向け手話研修の実施
- 市内大学の学生の手話サークルと連携した取組

- ▲市報やパンフレット・ポスターを用いた啓発
- ▲公共施設のデジタルサイネージ等を活用した、手話への理解促進
- ▲学校や未就学施設における子どもへの手話に接する機会の提供
- 手話サロン、手話サークルなどの情報収集や紹介、活動促進への協力

推進方針2 障がい者が情報を取得しやすく、コミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備

【方向性】

障がい者が情報取得やコミュニケーションで困ることがないように、何らかの手段を用意し、また用意していることを広く周知することで、安心して利用できる環境を整備する。

【到達点】

障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を用いて、障がい者が容易に情報を取得することができ、スムーズに意思疎通ができるまちにします。

【主な取組】 ●既に実施中 ▲一部実施 ○今後検討

- 窓口での筆談可能を示す掲示物の設置及び筆談マニュアルの常備
- 窓口到手話通訳者を配置又は必要に応じ手配
- 社会的用務の際に手話通訳者及び要約筆記者を派遣
- 遠隔手話通訳サービス
- NET119の実施
- 点訳版、音訳版の広報誌の発行
- 動画や本会議放映システムでの字幕表示
- 対面朗読、点訳・音訳図書

- 市公式ウェブサイトのリニューアルに伴うウェブアクセシビリティの向上
- ▲イベント・会議開催時に手話通訳者や要約筆記者を必要に応じ手配
- ▲窓口での筆談ボードの配備
- ▲イベントでの筆談対応が可能なことを示す掲示物の設置
- より視認性を高めるため、市からの通知文書等へのUDフォント使用
- イラスト等を指さしするコミュニケーション支援ボードの設置
- 音声文字化ICTやAIなどのデジタル技術の活用
- 事業者等によるコミュニケーション手段の学習会などへの開催支援
- イベントや会議開催時の必要な支援をチェックリスト化し市職員で共有

推進方針3 コミュニケーション支援者の育成及び確保

【方向性】

市民が手話をはじめとしたコミュニケーション技術の習得を気軽に目指すことができる環境を整備し、技術を持った人材の育成を継続的に進めていく。

【到達点】

障がい者が必要なときに必要なコミュニケーション支援を受けられるまちにします。

※コミュニケーション支援者：手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者通訳・介助員など

【主な取組】 ●既に実施中 ▲一部実施 ○今後検討

- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修の実施
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣

- 市民向け手話講座の内容の充実